

継続許可申請の手続きについて

- 事前相談 継続許可申請時に屋外広告物の追加や変更がある場合は、事前にまちなみ景観課へご相談ください。
- 期 日 継続許可申請は、許可期間満了の 30 日前までに行ってください。
- 必要書類
 1. 屋外広告物表示（設置、変更、**継続**）許可申請書
表面、裏面とも記入してください。前回の許可後に追加して広告物等を設置する場合は、裏面に追加してください。
 2. 自主点検報告書
当該広告物等の許可申請日前 30 日以内に自主点検を行い、必要な補修等を行ってください。継続許可申請に伴う自主点検報告書に記載されている報告者とは、許可申請者、許可申請者が届出ている管理者又は許可申請者が届出ている特定屋外広告物安全管理者のことです。
 3. 現況写真
当該広告物等の形状、寸法、取付け位置及び色彩並びにその周辺の現況がわかる写真を自主点検報告書に添付してください。（当該許可申請日前 30 日以内のもの。）
 4. 屋外広告物管理者等変更届
申請者・広告主・管理者・特定屋外広告物安全管理者に変更がある場合（申請者の代表者が変わった場合も含まれます。）に提出してください。
- ※ 許可申請書等は **1部**提出してください。（申請書等は同封しました用紙（前回の申請内容を記載した用紙又は、未記載の用紙）をお使いください。前回の申請内容に変更がある場合は、取り消し線で修正してください。また、枚数が足りない場合等はコピーしてお使いください。）
- ※ 許可申請書の裏面記入欄が足りない場合等は裏面のみコピーしてお使いください。
- ※ 各書類は市役所ホームページ（以下アドレス）からもダウンロードできます。
<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4821/keikan/koukoku/koukoku21.html>
- 提出方法 まちなみ景観課（市役所分館3階）に直接お持ちいただくか、郵送してください。
 - ※ 書類に提出日付も必ず記入してください。
- 許可申請手数料 申請書審査終了後に納付書を郵送いたしますので、金融機関又は横須賀市役所で納付してください。
- 許可書の交付 手数料納付確認後に許可書を郵送いたします。
- 屋外広告物を既に除却（滅失）している場合は、屋外広告物除却（滅失）届によりその旨届出てください。（※除却後の現況写真を添付してください。）

【お問合せ先及び申請書等提出先】

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市都市部まちなみ景観課 屋外広告物担当
電話 046-822-8127（直通） FAX 046-822-8537